

平成 23 年 度

事 業 計 画

地 方 競 馬 全 国 協 会

平成23年度事業計画

I 事業運営の基本的考え方

1. 地方競馬をめぐる情勢

最近の地方競馬については、国内経済が引き続き低迷する中、地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の懸命な経営努力にもかかわらず、他の公営競技と同様、主催者の売上げの減少が続き、経営の先行きが見通せない状況が深まっている。

このような中で、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）においては、地方共同法人としての歩みを着実に進め、主催者の厳しい経営状態の改善を図るため、地方競馬共同トータリゼータシステム（以下「共同T Z S」という。）の構築の推進、広報事業の充実、番組の体系化、国際交流競走に向けた環境整備などの地方競馬全体の活性化に取り組むとともに、ブロック的な視点からの開催日程の調整及びファンの購買意欲を高めるための番組の調整などに積極的に取り組んできたところである。

2. 平成23年度の目指すべき方向

現在、地方競馬が直面している経営の先行きが不安定な厳しい状況を十分認識しつつも、いよいよ共同T Z Sの運用が開始され、複数場の場間場外発売が促進されるとともに、J R Aと連携した発売を行う体制が整いつつある等明るい材料も見通せてきたことから、現在の難局を乗り越えるため、すべての地方競馬関係者の英知を結集し、これまで進めてきた地方競馬活性化の取組を停滞させることなく、さらなる活性化に向けた一層の積極的な取組が求められている。

このため、協会は、平成20年に全主催者が合意のうえ策定した「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に基づく競馬開催日程や番組編成の調整など地方競馬全体の活性化の推進、公正競馬の着実な実施と競馬開催の円滑かつ効率的に行う体制の整備、馬の改良増殖や畜産の振興及び競走馬生産振興に資する支援を継続して実施するとともに、主催者の競馬事業の改善・安定化を目指した緊急対策事業を実施する。

II 事業計画

競馬事業に関する重点的取組

協会は、地方競馬全体がおかれている厳しい状況を認識し、これを乗り越えるため、平成23年度から競馬活性化計画期間内の平成24年度にかけ、主催者の競馬事業の改善・安定化を目指した緊急対策事業として以下の事業を強力に推進する。

1. 共同T Z S等に係るインフラ整備等事業

地方競馬の活性化を相当程度進めるため、全主催者が大規模なインフラ等の整備（補助率4/5）として行う共同T Z Sの整備を引き続き推進・支援する。（平成24年度までに新システムへ移行。）

また、共同T Z Sや平成22年度に構築した地方競馬統合ネットワークシステム（以

下「統合NW」という。)に関するインフラ整備事業として、以下の事業を実施する。

- (1) 共同T Z S等に関する機器類整備への補助
- (2) 共同T Z S構築による主催者が移行を完了するまでの間の場間場外発売に係るN R S利用経費相当額等の補助
- (3) 共同T Z S整備により可能となった複数場併売等のため必要となる統合NWの整備
- (4) 共同T Z Sセンタの運用に係る経費について補助

2. 公正化推進対策事業

各主催者が、競馬の公正かつ安全な実施に裏打ちされた魅力的なレースを実施するため、施設面、国際ルールへの対応等の観点から、緊急な対応が必要と認められる馬場・下見所、検量施設等の競走関連施設整備等に要する経費を助成する。

3. 新馬流通促進対策事業

優良な競走馬の流通を促進するため、地方競馬主催者が行う2歳馬競走に付加賞金(副賞)を助成する。(平成23～24年度)

競馬活性化計画に関する取組

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 全国的・ブロック的な視点での地方競馬の開催日程等に関する調整・助言

地方競馬活性化会議及び運営委員会を通じ、主催者間における開催日程及び番組編成等競馬の開催に関して必要な調整又は助言を行う。また、地方競馬活性化会議において地方競馬の振興に係る諸施策の調整等を行う。

併せて、ブロック化を通じた開催日程の調整に関する効果等についての調査、研究を推進する。

- (2) 主催者等の活性化事業への支援

主催者単独事業を含む競馬活性化事業については、共同T Z Sの整備に加え、主催者の活性化事業への支援を引き続き推進する。

- (3) 主催者間の交流競走の促進

馬資源の共有化を通じた番組の充実の有効である交流競走をさらに促進するための事業について補助する。

- (4) 主催者の経営改善の推進

主催者の経営改善に資するため、競馬実施事務の受託など新たな業務や活性化に向けた取組を補完する方策を推進するための調査・啓発事業を行う。

2. 番組編成の体系化・統一化の推進

- (1) ダート競走の体系化

- ① ダートグレード競走体系の充実

JBC競走を頂点とするダートグレード競走体系の充実を図るための各種検討・協議を行うとともに、JBC競走に対する支援を行う。

② 牝馬体系の拡充

地方競馬への牝馬の入厩促進を図るため、牝馬限定戦の拡充を図るとともに、各年齢区分において牝馬重賞競走シリーズを実施する。

③ ダービーウイークの実施

ジャパンダートダービーに向けた地方競馬の3歳重賞体系を整備するため、ダービーウイークを設定し、全国6か所の地方競馬場で実施する。

④ 未来優駿の実施

全日本2歳優駿に向けた地方競馬の2歳重賞体系を整備するため、未来優駿を設定し、全国7か所の地方競馬場で実施する。

(2) 地方競馬らしさを強調した競走の実施

① スーパージョッキーズトライアルの実施

JRAが実施するワールドスーパージョッキーズシリーズへの地方競馬代表騎手の選定を行うため、川崎競馬場及び名古屋競馬場で地方競馬トップジョッキーによる競走を実施する。

② レディーズジョッキーズシリーズの実施

女性騎手による華やかな戦いを競馬ファンへ提供するため、水沢、荒尾、福山の各競馬場で女性騎手による競走を実施する。

③ スーパースプリントシリーズの実施

これまでオープン級では行われていなかった超短距離競走を全国各地で実施し、異能の個性派スターホースの発掘を図る。

3. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

地方競馬共同での広報の充実・強化

① ダート重賞競走・シリーズ競走等の共同広報

全国的な見地での体系化・格付けされたダートグレード競走等基幹競走をファンへ認知させるための情報提供を充実する。(財)全国競馬・畜産振興会との共同事業、平成21～23年度)

さらに、地方競馬全体で行われているシリーズ競走(ダービーウイーク、未来優駿など)等についてもファンへ認知させるための情報提供を充実する。

② 在宅投票会員増加のための共同広報

今後とも売上げの向上が見込まれる在宅投票(インターネット投票)の会員の増加を図るための情報提供を充実する。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

禁止薬物陽性馬の発生防止

禁止薬物陽性馬の発生防止に向けた抑止力を高めるため、主催者が行う厩舎地区への監視カメラの設置に要する経費を助成する。

着実に進める取組

1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

- (1) 主催者が認定競馬活性化計画に基づいて行う取組を支援する。
- (2) 主催者が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備に関する事業を行う。
- (3) 広域及びブロック内の場間場外発売の推進、インターネット投票の拡充を図るため、情報提供の充実に努める。

2. 番組編成の体系化・統一化の推進

- (1) 魅力ある競馬を提供するため、騎手の流動化を促進する。
- (2) 番組に関する諸問題について調査及び検討を行う。

3. 競馬ファンに対する情報の提供の推進

- (1) ダートグレード競走の展望、レースハイライト、各種連載及び特集コーナーを盛り込んだ「Web ハロン」を中心に、協会ホームページのさらなる充実と利用促進を図る。
- (2) 統合NW及び地方競馬映像マルチプラットフォームを活用し、全地方競馬場のレースライブ映像、オンデマンド映像及び地方競馬情報番組（「クリック！地方ケイバ」）を協会ホームページ上で発信するとともに、CS放送やCATV等の電波媒体での配信にも努める。
- (3) 地方競馬の認知を高めるためには定期的な情報の提供が有効であることから、開催日程、主要な競走及びイベント等の告知情報を活字媒体等により定期的に提供する。
- (4) 地方競馬情報処理システム（RINCSⅡ）及び広報システムを活用し、各競馬場の出走表、オッズ及びレース結果等のリアルタイム情報を協会ホームページへ発信するとともに、マスコミへ提供する。
- (5) 地方競馬の話題及び各競馬場における出来事を積極的にニュースリリースする。
- (6) 年間の成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の全国表彰式典（NARグランプリ）を実施する。

4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

- (1) 馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行うとともに、きゅう務員の設置認定に関し主催者に協力する。

- (2) 調教師及び騎手の養成並びにきゅう務員等の養成及び教育については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐及び騎手について、所要の研修を行うとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場において現地指導を実施する。
- (3) 地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施実務を担当する専門職員を競馬場に派遣するほか、競馬実務担当者の研修を実施する。
- (4) ダートグレード競走等地方競馬の発展に資すると認められる競走の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し理事長賞を授与する。
- (5) (財)競馬保安協会が行う調査事業、(財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業及び(財)地方競馬共済会が行う共済事業に対し助成する。
- (6) 主催者、きゅう舎関係者等が行う研修会等に対して講師を派遣し、又は助成する。
- (7) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。
- (8) 地方競馬教養センターの施設の有効利用を図る。
- (9) 馬主確保対策を推進する。

5. 畜産振興事業に対する補助

- (1) 畜産振興補助事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点に立ち、必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助する。
 - ① 馬（軽種馬を除く。）の登録の推進、優良種雄馬及び農用種雌馬の導入、生産奨励金交付等の馬の改良増殖推進事業
 - ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
 - ③ 馬全般の生産・衛生及び防疫等の調査・研究・指導等の畜産経営合理化事業
 - ④ 馬事・畜産に係る知識及び食育を消費者に普及させるための啓発事業
- (2) 事業の一層の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において、事後評価等の審議を行う。

6. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬施行の円滑な推進に資するため、軽種馬の登録、生産改良対策、衛生対策及び競走馬の生産地における次の生産振興・流通対策等の事業について、その経費を補助する。

- ① 軽種馬の登録、生産改良対策等の競走馬の改良増殖推進事業
- ② 軽種馬の生産育成地等における繁殖馬及び育成馬への予防接種を行う防疫衛生対策事業
- ③ 生産の振興を図るための効果的な土地利用対策、優良繁殖馬の導入、軽種馬生産・経営指導者等の養成、軽種馬の海外販路拡大のための流通促進対策等の経営基盤強化対策事業
- ④ 新馬流通促進対策事業（前掲）

7. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助（国庫補助事業）

馬の生産農家をはじめとする関係者が一体となって馬産地の活性化に向けて取り組む次の事業に対し、その経費を補助する。

- ① 馬生産経営の体質強化のための基本計画を策定する馬生産経営体質強化普及促進事業
- ② 馬の生産者等が生産方法の改善のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する経営指導、経営・生産技術研修を行う馬生産高度化事業
- ③ 馬の生産者等が他作物との経営の複合化又は他作物への転換のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する複合化又は他作物への転換のための経営指導、経営・生産技術研修を行う馬経営複合化事業
- ④ 馬生産経営継続者のための長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給等を行う馬経営基盤強化資金融通事業
- ⑤ 馬の流通活性化を図るための計画の策定、馬の市場での流通促進及上場馬の情報開示・資質向上の取組を行う馬流通活性化事業

8. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、国際競馬統括機関連盟総会等への出席、主催者等と外国の競馬関係者との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介、各種の資料・情報の提供等を行う。

9. 監査の実施

補助事業及び助成事業の適正化と効率化を図るため、これらの事業に係る監査を実施する。なお、畜産振興補助事業にあっては、監査法人による業務監査を併せて実施する。

また、協会業務の適正かつ能率的な運営に資するための内部監査を監事監査と連携して実施するほか、事業運営の一層の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。